

兵庫県公報

平成30年3月5日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農地整備課）	1
○ 昭和45年兵庫県告示第394号の7（兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業および面積）の一部改正（農地整備課）	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正により、特別徴収金を徴収することができる土地改良事業に、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する一定の農用地において行う土地改良事業を追加することに伴い、同条例の規定により当該土地改良事業に係る特別徴収金の免除を受けようとする場合の手続を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第3号

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和49年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第5条中「第6条第2項」の右に「又は第7条第2項」を加える。

様式第3号中「供した土地」を「供した土地等」に、

「

免除を受けようとする理由	
--------------	--

」

を

「

免除を受けようとする理由	
--------------	--

注 「目的外用途に供した土地等」の欄は、目的外用途に供した土地又は土地改良法第91条の2第6項第1号イからハまで若しくは第2号イ若しくはロに掲げる行為に係る土地について記載してください。

A 4

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第186号

昭和45年兵庫県告示第394号の7（兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業および面積）の一部を次のように改正する。

平成30年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表知事の指定する土地改良事業の欄中

「

経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業

」

を

「

経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業
（ 機 構 関 連 事 業 を 除 く 。 ）

」

に、

「

水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業

畑 地 帯 総 合 整 備 事 業

」

を

「

畑 地 帯 総 合 整 備 事 業

」

に改める。